

議第四百四十六号

指定管理者の指定について

清流長良川あゆパークに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県公の施設を設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第三条の二第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和四年十二月一日提出

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体 郡上市八幡町島谷二二八番地

郡上市

二 指定の期間 令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで